

第 3 2 回 定 時 株 主 総 会 資 料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

第32期 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社 エラン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「エムスリーグループ行動規範」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ロ. 公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
- ハ. 代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。また、重要事項については、取締役会にも直接に報告を行う。
- ニ. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。取引開始時及びその後の定期的な反社会的勢力に該当しないことの調査を必須とし、契約書等の締結にあたって反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ロ. 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- ロ. リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。
- ハ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- . 代表取締役社長は、取締役会の決議により委任を受けた重要な業務執行の決定事項について、代表取締役社長の諮問機関である経営会議による審議を経たうえで意思決定する。
 - 八. 経営会議は、「経営会議規程」に基づき、業務執行取締役を含む執行役員、常勤監査等委員及び代表取締役社長が指名する者で構成され、毎月2回、経営に関する重要事項等を審議する。
 - 二. 取締役は、代表取締役の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査等委員会に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
 - ホ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。
 - . 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査等委員会へ報告する。
 - 八. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は「関係会社管理規程」に基づき事前に当社の承認を必要とすることなどにより子会社経営の適正性を担保しながら、子会社の経営の自主性及び独立性を促進するため、子会社の取締役会付議事項の見直し等による権限移譲を進め、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
 - 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任し、経営のモニタリングを行うことで、当社グループのコンプライアンスの強化を図る体制を整備するほか、当社の監査等委員会及び内部監査室による監査により、当社グループの業務執行の適正性を検証する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人を配置する。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人の選任、人事考課に関して意見を述べるができるものとする。また、配置された監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人の出席を通じて監査等委員会に職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査等委員会の構成員である常勤監査等委員も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査等委員会に直接報告することもできる。
 - ロ. 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ハ. その他の事項に関しても、監査等委員会から報告を求められた場合には、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - 二. 監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行っていないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。
- ⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制
- イ. 当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社子会社の監査役に報告するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。
 - ロ. 当社の管理担当部門は、当社子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当社子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査等委員会にその内容を報告する。
 - ハ. 当社子会社の取締役及び使用人は、「グループ内部通報規程」に基づき、内部通報制度の通報窓口である当社の常勤監査等委員を通じて、監査等委員会へ直接報告することもできる。
 - 二. 子会社の監査役、当社の管理担当部門及び監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行っていないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
 - ロ. 監査等委員会は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人による内部監査への立会を行う。
 - ハ. 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
 - ニ. 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、代表取締役社長及び監査等委員会への報告を行うほか、内部監査室室長が定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、法務部を主管部署とし、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。取引開始時及びその後の定期的な反社会的勢力に該当しないことの調査を必須とし、契約書等の締結にあたって反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

CSセット利用者の個人情報に関わるリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関わるトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に報告が行われております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うとともに、毎月2回の経営会議において、経営に関する重要事項等を審議するほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役又は執行役員が子会社の取締役又は監査役に就任し、子会社において毎月1回の定時取締役会を開催し、子会社の情報共有、経営課題の審議を実施しております。

さらに、担当の執行役員が、当社における毎月2回の経営会議で、子会社の状況報告を実施しております。

また、当社の内部監査室が子会社の取締役及び使用人の職務の適正性を確認するため、定期的に内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長へ報告しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
専属の補助スタッフは配置していませんが、当社の管理本部の担当者が取締役会開催時等において監査等委員会の補助を実施しております。
- ⑦ 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
使用人から監査等委員会への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査等委員会から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査等委員会への報告を行っております。
- ⑧ 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制
毎月2回開催される当社の経営会議において、担当の執行役員が子会社の状況報告を実施しております。また、子会社に係る法令及び規程に定められた事項並びに子会社の監査役から報告を求められた事項について、当社の管理本部が子会社の取締役及び使用人から報告を受けた場合には、速やかに当該事項を当社の監査等委員会に報告することとしております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査等委員の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
関係部門は、社内体制を整備して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	573,496	543,496	11,530,900	△191,477	12,456,415
当期変動額					
剰余金の配当			△787,787		△787,787
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,767,760		2,767,760
自己株式の取得				△6	△6
株式給付信託による 自己株式の処分				28,383	28,383
連結子会社の増加による非 支配株主持分の増減					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,979,973	28,377	2,008,350
当期末残高	573,496	543,496	13,510,874	△163,100	14,464,766

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△297	45,732	45,435	－	12,501,850
当期変動額					
剰余金の配当					△787,787
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,767,760
自己株式の取得					△6
株式給付信託による 自己株式の処分					28,383
連結子会社の増加による非 支配株主持分の増減				238,285	238,285
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7,361	△59,562	△66,924		△66,924
当期変動額合計	△7,361	△59,562	△66,924	238,285	2,179,712
当期末残高	△7,659	△13,829	△21,488	238,285	14,681,563

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

6社

連結子会社の名称

株式会社エランサービス

株式会社琉球エラン

株式会社エランクルール

株式会社エラン・ロジスティクス

GREEN LAUNDRY JOINT STOCK COMPANY

TMC VIET NAM TRADING AND SERVICE JOINT STOCK COMPANY

当連結会計年度からTMC VIET NAM TRADING AND SERVICE JOINT STOCK COMPANYを連結の範囲に含めております。

これは、当連結会計年度においてTMC VIET NAM TRADING AND SERVICE JOINT STOCK COMPANYの株式を取得したことによるものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

持分法適用関連会社名は、クラシコ株式会社であります。

② 持分法を適用していない関連会社（QUICK SMART WASH PRIVATE LIMITED）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手續について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・関係会社株式（持分法非適用の関連会社）

移動平均法による原価法により算定しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② 棚卸資産
- ・ 商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
 - ・ 貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 8～38年 |
| 構築物 | 10～45年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法によっております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 株式給付引当金 当社は、株式給付規程に基づく当社及び当社国内子会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員株式給付引当金 当社は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、介護医療関連事業を主な事業としており、主としてCSセットを展開しております。
- CSセットにおいては、病院に入院、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類、タオル等の

洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービスを提供することを主な履行義務としております。

当社グループでは、財・サービスの提供時点において、当該財・サービスに対する支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間にわたる均等償却を行っております。

3. 追加情報

(株式給付信託 (BBT) について)

(1) 取引の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」(以下、「本BBT」といいます。)を導入しております。

本BBTは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額（以下、「当社株式等」といいます。）相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末時点で110,262千円、78,428株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。規程に基づき役員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

(株式給付信託 (J-ESOP) について)

(1) 取引の概要

当社は、当社及び当社国内子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の経営参画意識の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本J-ESOP」といいます。)を導入しております。

本J-ESOPは、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、従業員が受給権を取得した場合に、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し、勤続年数等の各人の貢献度に応じてポイントを付与し、受給資格を取得した従業員に対し、付与されたポイントに相当する当社株式を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて取得し、信託財産として分別管理することとなります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末時点で52,443千円、37,300株であります。

(3) 会計処理の方法

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に基づき、総額法を適用しております。規程に基づき従業員に付与したポイント数を基礎として、費用及びこれに対応する引当金を計上しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「投資有価証券」に含めていた「関係会社株式」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「関係会社株式」は754,974千円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

（のれんの評価）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,266,168千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、被取得企業単位でのれんを含む資産をグルーピングした上でのれんの残存償却期間に対応する期間における被取得企業の割引前キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定することとしております。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識することとしております。

なお、当連結会計年度においては、のれんに係る減損損失は認識しておりません。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出は、将来の事業計画を基礎に算定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の事業計画は、売上高や売上総利益率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、最

善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

613,237千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	60,600,000株	－株	－株	60,600,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	136,912株	8株	20,189株	116,731株

- (注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる8株、減少は、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）による給付20,189株であります。
2. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する自己株式115,728株を含めております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月21日 定時株主総会	普通株式	787,787	13	2024年12月31日	2025年3月24日

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する当社株式に対する配当金1,766千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	908,984	15	2025年12月31日	2026年3月26日

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する当社株式に対する配当金1,735千円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の運用については、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、未収入金、短期貸付金、長期貸付金は、顧客及び貸付先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経営管理部が顧客（CSセット利用者）ごとの債権残高を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同等の水準にて管理を行っております。

ii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が各部署からの報告に基づき、定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同等の水準にて管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 関係会社株式	766,600	1,244,786	478,186
(2) 長期貸付金 (1年以内返済予定を含む) 貸倒引当金	970,880 △40,000	— —	— —
	930,880	885,273	△45,606
資産計	1,697,480	2,130,059	432,579
(3) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	463,152	399,112	△64,040
負債計	463,152	399,112	△64,040

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「短期貸付金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は「(1) 関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

3. 長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式（非上場株式）	754,974
投資有価証券（非上場株式）	483,005
投資事業組合出資	710,840

(注) 組合出資金は投資事業有限責任組合であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式	1,244,786	-	-	1,244,786
長期貸付金 (1年以内返済予定を含む)	-	845,962	39,310	885,273
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	-	399,112	-	399,112

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社株式

時価のある関係会社株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 企業結合に関する注記

(株式取得による企業結合)

当社は、2024年3月22日開催の取締役会において、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という）に拠点を持つTMC VIET NAM TRADING AND SERVICE JOINT STOCK COMPANY（以下「TMC社」といいます。）を子会社化することを目的とした株式譲渡契約を締結することを決議し、2024年4月1日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その後、各種手続の実行及び完了を待って、2025年1月21日に株式取得代金の払込を実行し、TMC社の株式取得を完了いたしました。

1. 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 TMC VIET NAM TRADING AND SERVICE JOINT STOCK COMPANY

事業の内容 病院等向けランドリーサービス、医療機器・化学薬品・消耗品販売

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、3ヶ年の「新・中期経営ビジョン」（2023年～2025年）において、当社グループのさらなる成長に向けた取り組みのひとつとして「海外進出」を掲げております。この度のTMC社の株式取得による子会社化は、当社グループの本格的なグローバル展開に向けた重要な取り組みであります。

ベトナムは、過去数十年間にわたり人口増加を続けており、2023年に総人口は1億人を突破しました。また、ベトナムの2024年度実質GDP成長率は7.09%であり、経済成長を続けています。安定的に経済成長を続けているベトナムは、今後も人口増加及び経済成長が見込まれるとともに、将来的には、平均寿命及び平均年齢の上昇に伴う高齢化が見込まれており、医療機関数及び病床数の増加に加え、医療関連サービスの需要がより一層高まることが予想されます。

この度の株式取得により当社の子会社となったTMC社は、ベトナム北部で最多の人口を擁するハノイ市に本社を置く、大手病院向けランドリーサービスを始めとする事業を行っている主要企業であります。TMC社の子会社化により、当社は、ベトナム国内全域の大手病院向けランドリー事業で圧倒的なシェアを獲得することになります。

これを更なる今後の成長のためのステップとして、当社はベトナム国内全域の大手病院向けランドリーサービスの更なる拡大を図るとともに、リネンレンタルサービスの普及拡大及び当社の主力サービスである「CSセット」のベトナム市場へ普及拡大を目指してまいります。

- ③ 企業結合日
2025年1月21日（株式取得日）
2025年1月31日（みなし取得日）

- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。

- ⑥ 取得する議決権比率
51%

- 2. 連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間
2025年2月1日から2025年12月31日まで

- 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	180,000百万ベトナムドン (1,114,068千円)
取得原価		180,000百万ベトナムドン (1,114,068千円)

なお、取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。条件付取得対価は、被取得会社の将来の一定期間の業績に応じて支払いを行う契約となっており、現時点では確定しておりません。

取得対価の追加支払が発生した場合、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

- 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬、手数料等 77,710千円

- 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額 926,795千円

なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

- ② 発生要因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

- ③ 償却方法及び償却期間

10年間の定額法

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	554,342千円
固定資産	878,322千円
資産合計	1,432,665千円
流動負債	549,546千円
固定負債	515,917千円
負債合計	1,065,463千円

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の合理的な算定が困難であるため、記載しておりません。

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2024年8月20日に行われたGREEN LAUNDRY JOINT STOCK COMPANYとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当期配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額794,415千円は会計処理の確定により377,439千円減少し、416,975千円となっております。また、前連結会計年度末も連結貸借対照表は、のれんが386,715千円減少し、427,223千円、繰延税金負債が96,678千円増加し96,678千円となっております。

10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当グループは、介護医療関連事業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
残存履行義務に配分した取引価格
当社及び連結子会社では、サービスを提供するために顧客と契約を締結し、提供したサービスに基づきその対価を請求しております。当社及び連結子会社は、顧客にとっての価値に直接対応する対価のうち、現在までに履行が完了した部分に対する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しているため、注記の対象に含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 238円80銭
 - (2) 1株当たり当期純利益金額 45円77銭
- (注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は124,655株であります。
- また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は115,728株であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	11,007,258
当期変動額						
剰余金の配当						△787,787
当期純利益						2,354,061
自己株式の取得						
株式給付信託による 自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,566,274
当期末残高	573,496	543,496	543,496	7,500	12,500	12,573,533

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	11,027,258	△191,477	11,952,773	△297	△297	11,952,476
当期変動額						
剰余金の配当	△787,787		△787,787			△787,787
当期純利益	2,354,061		2,354,061			2,354,061
自己株式の取得		△6	△6			△6
株式給付信託による 自己株式の処分		28,383	28,383			28,383
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△7,361	△7,361	△7,361
当期変動額合計	1,566,274	28,377	1,594,651	△7,361	△7,361	1,587,289
当期末残高	12,593,533	△163,100	13,547,425	△7,659	△7,659	13,539,766

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 関係会社株式

移動平均法による原価法により算定しております。

・ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

・ 貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～38年
構築物	10～45年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 株式給付引当金 当社は、株式給付規程に基づく当社及び当社国内子会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員株式給付引当金 当社は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、介護医療関連事業を主な事業としており、主としてCSセットを展開しております。

CSセットにおいては、病院に入院、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類、タオル等の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービスを提供することを主な履行義務としております。

当社では、財・サービスの提供時点において、当該財・サービスに対する支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 追加情報

（株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）について）

当該注記の概要については、連結注記表3. 追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「長期貸付金」は40,000千円、当事業年度の「長期貸付金」は985,880千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,919,796千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とし、当該関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付ける場合を除き、実質価額まで減損処理することとしております。

また、超過収益力を反映させて関係会社株式を取得した場合には、買収時に見込んだ各社の事業計画に基づく売上、営業利益、営業キャッシュ・フローの達成状況や将来の事業計画等を検討し、当該超過収益力が見込めなくなってしまうことで、実質価額が貸借対照表価額に比べて著しく下落した場合に減損処理を行うこと

としております。

なお、当事業年度においては、関係会社株式に係る減損処理は行っておりません。

②主要な仮定

実質価額の回復可能性の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の事業計画は、売上高や売上総利益率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定には、将来の事業環境の予測が含まれていることから、事業計画と実績に乖離が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	267,944千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	497,623千円
長期金銭債権	926,228千円
短期金銭債務	904,600千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	5,885,637千円
仕入高	2,210,532千円
販売費及び一般管理費	3,675,105千円
営業取引以外の取引による取引高	384,533千円
受取配当金	87,000千円
受取利息	21,433千円
業務受託収入	87,528千円
経営指導料	57,693千円
受取出向料	88,238千円
受取賃貸料	42,640千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	136,912株	8株	20,189株	116,731株

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる8株、減少は、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）による給付20,189株であります。

2. 当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（BBT及びJ-ESOP）が保有する自己株式115,728株を含めております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	33,966千円
貸倒引当金	284,746千円
未払賞与等	22,006千円
売掛金	36,987千円
商品評価損	239千円
繰延資産償却超過額	5,616千円
一括償却資産	5,571千円
減価償却費	29,552千円
株式給付引当金	16,795千円
投資有価証券評価損	120,736千円
その他	16,000千円
繰延税金資産合計	<u>572,218千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
子会社	株式会社エランサービス	所有 直接100.0	請求業務の委託、経営管理、役員の兼任、出向契約	業務受託収入の受取（注）1.	68,982	未収入金	138,163	
				システム利用料の受取（注）2.	159,468			
				配当金の受取	87,000	-		-
				業務委託費の支払（注）1.	3,183,262	未払金		329,854
関連会社	QUICK SMART WASH PRIVATE LIMITED	所有 直接42.18	資金の貸付	資金の貸付（注）2.	890,880	長期貸付金	890,880	
				利息の受取（注）2.	18,971	その他流動資産	18,971	

（注）1. 業務受託及び業務委託の取引の内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。

2. システム利用料及び資金の貸付等は一般の取引条件を勘案して、両社協議の上で決定しております。

10. 企業結合に関する注記

（株式取得による企業結合）

連結注記表9. 企業結合に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表10. 収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 223円86銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 38円93銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益金額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は124,655株であります。

また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除する自己株式数に含めている信託に残存する自社の株式数は115,728株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。